

強迫 宅建 H22-04-2 《#785》**【問】 正誤をつけよ。**

AがBから甲土地を購入したところ、甲土地の所有者を名のるCがAに対して連絡してきた。甲土地はCからB、BからAと売却されており、CB間の売買契約がBの強迫により締結されたことを理由として取り消された場合には、BA間の売買契約締結の時期にかかわらず、Cは登記がなくてもAに対して所有権を主張することができる。

【答え】 誤り**《ポイント》 詐欺又は強迫【★基礎必須】**

1 **詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。**

3 前二項の規定による**詐欺**による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。（民法 96 条 1 項、3 項）

⇒ **強迫による意思表示の取消しは、善意無過失の第三者にも対抗することができる**
(取消前の第三者)

《強迫》

取消前の第三者	善意無過失の第三者にも対抗できる
取消後の第三者	対抗関係（先に登記を備えたほうが勝ち）